

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

岡山県公報 発行 岡山県 		目次
目次 担当課（室）	【告示】 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 指定構造計算適合性判定機関の指定 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【人事委員会】 ○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 【選挙管理委員会】 ○ 公職選挙法等執行規程の一部改正 ○ 公職選挙法事務取扱規程の一部改正 （以上県例規集登載）	医薬安全課 道路整備課 〃 建築指導課 〃 県民生活交通課 建築指導課 人事委員会 選挙管理委員会 〃
		目次
		担当課（室）

◎岡山県告示第二百八十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N－エチル－（三－メトキシフェニル）シクロヘキサン－アミン（通称名三－MeO－PCE）及びその塩類

2 一（四－シアノブチル）－N－（ニ－フェニルプロパン－ニ－イル）－H－ピロロ「二・三－b」ピリジン－三－カルボキサミド（通称名CUMYL－四CN－B七AICA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和元年六月十五日から施行する。

◎岡山県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 馬形美作線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
美作市檜原下字木田口二八四番五地先から 美作市檜原下字室口一五四番三地先まで	新	四・五〇 一八・五	二六三・三
美作市檜原下字木田口二八四番五地先から 美作市檜原下字室口一五四番三地先まで	旧	四・五〇 一五・二	二六三・三

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）

苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 一四二地先から 七六地先まで	苦田郡鏡野町上齋原字平作原一八七五番 一四二地先から 七六地先まで
旧	新
八・六〇 四六・〇	一四・〇〇 一八七・六
六七五・〇	六七五・〇

◎岡山県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	馬形美作線	美作市檜原下字木田口二八四番五地先から 美作市檜原下字室口一五四番三地先まで	令和元年六月十四日

令和元年6月14日 岡山県公報 第12100号

◎岡山県告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定
構造計算適合性判定機関として次の者を指定した。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定番号

岡山県知事第八号

二 名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三 住所

岡山市北区蕃山町一番二〇号

四 業務区域

岡山県全域

五 指定年月日

令和元年五月三十一日

六 指定の有効期間

令和元年六月二日から五年間

令和元年6月14日 岡山県公報 第12100号

◎岡山県告示第二百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

岡山県建築住宅センター株式会社

二 住所

岡山市北区蕃山町一番二〇号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

岡山市北区蕃山町一番二〇号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

令和元年六月二日

七 構造計算適合性判定を委任した日

令和元年五月三十一日

〔二二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピーハウス浅口

三 代表者の氏名

阿藤 宅雄

四 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町地頭上五六二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者（児）と知的障がい者（児）（以下「障がい者」という。）に対し就労の場を提供し、障がいのある人達と家族が住みなれた地域の中でいきいきと安心して自立・共生することを目指す事業等を行い、地域に障がい者支援活動の理解を求め、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項、その他の事業に関する事項及び定款の変更に関する事項

令和元年6月14日 岡山県公報 第12100号

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池田一二〇七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山九〇一一

友野 宏久

三 許可番号

岡山県指令建指第三七一号

◎岡山県人事委員会規則第十七号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
別表高梁市の部議会事務局の項中「次長」を「局長代理 次長」に改め、同部市長部の項中「リハビリテーション室長」を「放射線室長 リハビリテーション室長」に、

長 寿 園	園 長
成 羽 川 荘	所 長

を

成 羽 長 寿 園	園 長
-----------	-----

に改め、同表新見

市の部市長部局の項中「特別参与」を「特別参与 特命参与」に改め、同表備前市の部市長部局の項中「薬局長」を「副診療支援部長 薬局長」に、「看護部長」を「技士長 士長 看護部長 副看護部長」に改め、同表真庭市の部市長部局の項中「統括監 課長」を「課長」に、「室長」を「室長 センター長」に、「主任（総務課に属する者で人事又は給与）」を「主任（総務課に属する者で人事、給与又は争訟）」に改め、同表浅口市の部市長部局の項中「政策課長補佐」を「秘書政策課長補佐」に改め、同表久米南町の部教育委員会の項中「課長」を「課長 課長代理」に改め、同表津山圏域衛生処理組合の部衛生処理センターの項中「衛生処理センター」を「汚泥再生処理センター」に、「場長」を「センター長」に改め、同表井笠地区農業共済事務組合の部を削り、同表高梁地域事務組合の部農業共済センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第四十三号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

様式第四十一号中

「2 文字はすべてかい書とすること。」を

「2 優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をする場合においては、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。

3 文字は全て楷書とすること。」
める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第四十四号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

様式第八十二号の二その二中

候補者の氏名及び当選人となるべき順位					
順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名
				</	

候補者（優先的に当選人となるべき候補者を除く。）の氏名		
(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名

--	--	--

に、同様式その六中

優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位					
順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

」

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一の略称 (20字以内)	(ふりがな)
補充届出に係る候補者の氏名			
(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 氏名		
当選人となるべき順位 (補充届出の際現に候補者たる参議院名簿登載者も含めて記載すること。)			
順位	(ふりがな)	順位	(ふりがな)

を

	氏 名		氏 名

「 (別紙)

」

政党その他の政治団体の名称	(ふりがな)	一 の 略 称 (20字以内)	(ふりがな)
補充届出に係る候補者の氏名 (優先的に当選人となるべき候補者を除く。) の氏名			
(ふりがな) 氏 名		(ふりがな) 氏 名	
補充届出に係る優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位 (補充届出の際現に優先的に当選人となるべき候補者を含む。)			
順 位	(ふりがな) 氏 名	補充届出に 係る候補者	順 位

に定める。

この告示は、公布の日から施行する。

附
則

[illegible]